

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介 手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

■入社後3ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 30%

以下の場合、返戻金制度は適用されません

1. 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者 として紹介する場合
2. 求人者の責による退職・解雇
3. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職 返戻金制度は有料職業紹介基

本契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号：12－ユ－301020

千葉県柏市塚崎 1004-31

株式会社MT株式会社